

主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・31年度)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	17040	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業等)	課名	地域福祉課 福祉総務G
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実	財	会計 01:一般会計
	基本施策	01:地域福祉力の向上	務	款 03:民生費
	施策の方向	04:低所得者への支援と自立支援の推進	科	項 01:社会福祉費
戦略プロジェクト	-	目	目 01:社会福祉総務費	
事業予定期間	H 27 ~ H - 年度	主な根拠法令要綱等	生活困窮者自立支援法第4条、第5条、第6条第1項の第3号	

② 目的	対象	生活困窮者
	目的	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になる恐れがある者に対して自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行された。 これに伴い、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金、任意事業の家計相談支援事業に取り組み、これまでの制度の狭間に置かれていた生活困窮者の自立の促進を図る。
③ 概要	概要	①自立相談支援事業:個々のニーズに応じた支援プランを作成し、伴走的な支援を継続して行う。 ②住居確保給付金:離職等により住居を喪失する恐れのある者に対して、有期で家賃相当額を支給する。 ③家計相談支援事業:公的制度の利用支援や家計に関する相談支援を行うとともに資金の貸付の斡旋等を実施する。

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
③ 事業の計画・実績	年度計画	《必須事業》 ①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置 ②住居確保給付金(国庫負担3/4) 原則3ヶ月、最長9ヶ月まで 《任意事業》 ③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員を1名配置	《必須事業》 ①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置 ②住居確保給付金(国庫負担3/4) 原則3ヶ月、最長9ヶ月まで 《任意事業》 ③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員を1名配置	《必須事業》 ①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置 ②住居確保給付金(国庫負担3/4) 原則3ヶ月、最長9ヶ月まで 《任意事業》 ③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員を1名配置	
	年度実績	①自立相談支援事業 主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員の3職種2名を配置し、112件の新規相談があり、12件の支援プランを作成。 ②住居確保給付金 平成29年度支給実績なし。 ③家計相談支援事業 家計相談支援員を1名配置し、5件事業による支援を実施。			
事業の計画・実績	計画額	事業費	15,500千円	17,200千円	17,700千円
		国庫支出金	10,400千円	10,260千円	10,260千円
		県支出金			
		地方債			
		その他			
		一般財源	5,100千円	6,940千円	7,440千円
	予算額	事業費	14,758千円	14,825千円	
		国庫支出金	10,062千円	10,080千円	
		県支出金			
		地方債			
		その他			
		一般財源	4,696千円	4,745千円	0千円
決算額	事業費 ①	14,516千円			
	国庫支出金	13,191千円			
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	1,325千円	0千円	0千円	
人件費	総人件費 ②	3,840千円			
	一般職員	3,840千円			
	所要人員	0.50			
	臨時職員等	0千円			
総コスト(①+②)		18,356千円			
受益者負担率		0.0%			

				平成29年度	平成30年度	平成31年度	
④ 指標	①	名称	支援調整会議の開催回数	計画値	12	12	12
			亀山市生活困窮者自立支援事業支援調整会議の年間開催回数	実績値	12		
				単位	回	回	回
	②	名称	相談窓口を利用した件数	計画値	330	330	330
			相談窓口(社会福祉協議会)を利用した件数(延べ件数)	実績値	512		
				単位	件	件	件
	③	名称	家計相談の支援件数	計画値	50	50	50
			家計相談を利用した件数(延べ件数)	実績値	70		
				単位	件	件	件

⑤ 事業の改善	前回評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 平成28年度は、国が示す目標値をやや下回ったが、相談者は経済的理由だけでなく、社会的孤立等様々な要因が絡み合い、生活に困窮しているため、自立相談支援機関と連携し、個々の抱えている問題を的確に把握し、課題解決に向け、継続的な支援を実施していく。相談者の生活困窮の状態が深刻になる前に自立した生活ができるように包括的、伴走的な支援を行う。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 引続き生活に困窮している者、民生委員、関係機関等からの相談を受け、生活に困窮している者の課題を把握し、課題解決に向け、支援調整会議に諮り、個々の世帯に対して適切な支援を実施していく。

		評価	(判定)
⑥ 事業の評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 新規相談者に対する支援プランや、継続して支援を実施している者に対する支援プランをきめ細やかに策定し、毎月開催される支援調整会議で支援プランを協議、決定し、個々の世帯の自立に向けた支援を行なった。	A 計画どおり実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 平成29年度の新規相談件数は112件(月平均9.3件)と国が示す指標(人口10万人当たり:24件/月、人口5万人当たり:12件/月)をやや下回ったが、延べ相談件数は512件と前年度実績370件を上回っており、個々の世帯に対してきめ細やかに、適切な助言、支援を実施した。また、関係機関と連携する役割も担っており、平成29年度は78件関係機関(ハローワーク等)と連携し、支援を実施した。	B まずまず成果を得た

⑦ 今後の対応方針	課題	【課題は何か】 平成28年度、29年度ともに新規相談件数が国の示す指標を下回っている状況である。生活に困窮しているが、制度を知らない等の理由で把握されていない生活困窮者が存在する可能性も考えられる。	今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 【その他の場合、その内容を記載】
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 民生委員の地区単位での部会、協議会等の場で定期的に生活困窮者自立支援事業に関する説明を行う。また、今年度より社会福祉協議会に設置されたCSW(コミュニティソーシャルワーカー)や市HPを活用した制度の周知を行う。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 地元の民生委員等が地域への見守りを行っていただき、把握されていない生活困窮者を見つけ、その方に対して自立に向けて支援を行い、第2のセーフティネットとしての機能が果たされる。	
対応時期		平成30年度	

【1次評価者】	健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループリーダー 村澤 亮
【最終評価者】	健康福祉部 地域福祉課長 大泉 明彦